広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

広島県規則第七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市町が処理する事務の範囲） 第二条　（略） 四　特例条例第二条の表の第二十三号の五(21)に規定する特定都市河川浸水被害対策法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの （略）	（市町が処理する事務の範囲） 第二条　（略） 四　削除 （略）
（略） 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則（令和四年広島県規則第二十四号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)　規則第五条の規定による工事着手の届出の受付 (2)　規則第六条の規定による工事の終了の報告の受付 (3)　規則第九条の規定による検査済証の交付 （略）	（略） （略）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。